

令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月29日（木）午後1時30分～午後3時00分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、公益委員と労使委員の二者協議を繰り返し審議が行われた。

(2) 各委員の主張は下記のとおりである。

○労側委員

知事からの「最低賃金引上げに向けた緊急要請」にある県民所得については、雇用者報酬の割合が低いことなども含め審議会の資料で提示されており、それを踏まえて審議されている。また、その他の要請事項についても今までの要請内容と変わるところがないので、改めて審議する必要はないと思う。

審議会の資料「主要統計資料（追補版）」の「1月あたりの消費支出額（総世帯）」では8位となっている。同じBランクで見ると徳島より消費支出額が少ない県が今年1,000円を超えており徳島でも1,000円以上としたい。他の1,000円を超える県と経済状況を比べても徳島県は遜色ないと思っている。

連合本部の方針として、最低賃金を可能な限り速やかに1,000円到達を目指しており、1,000円を主張したい。

複数の団体から最低賃金への要請があった。審議会は諮問を受け答申を行う独立機関であり、他からの必要以上の関与を受けないよう労働局には対応をお願いしたい。

昨年答申を出した金額は、公労使が全員納得したものであったが、県民の捉え方がマイナスになってしまった。今年は労使が一致して1,000円をどうしても実現したい。1,000円が実現できるのであれば、発効日を1月にすることも踏まえて考えている。

○使側委員

徳島県最低賃金がどのような金額になっても徳島県には経済支援策を取るよう、経済団体としては要請をしていくべきと思っている。

これまでも地域の経済状況を踏まえて審議してきており、県からの要請にある指摘については当たらないのではと思っている。

要請書には最低賃金が全てみたいに書いてあるが、最低賃金と賃金は違うものであり、最低賃金を上げたから人が来るとか、そういうものではないのではないか。

使側委員の中でも最低賃金の引上げ額に開きがある。目安額（50円）が一つの指標と考えているが、それ以上にすべきとの話も出ている。

今後、賃上げが進んでいくこと、価格高騰、人手不足の見直しを含めて考えると、来年10月には徳島県の最低賃金は1,000円を超えることは明らかではないか。最低賃金の引上げ額を検討する際に、影響率をみると950円あたりから1,000円までそれほどの変化は見られない。地域別最低賃金のバランスある決定は大切であると承知しているが、徳島県の出す経済支援策を利用した上で最低賃金を引き上げることの方が、本当に苦しい中小・小規模事業者にとっては救済措置になるという可能性もあり、そういう意見は使用者の中にも少なからず存在する。

いろいろな方面から要請があったことにより、議論の方向性が変わってきた気がする。公益委員には良識のある数字をいただきたい。最低賃金が上がるのは地元の労働者には良いことだが、企業を県外から誘致することには不利に働き、就業先が減ることも危惧する。適度な引上げを望んでいる。

- (3) 公益見解が提示され採決の結果、賛成多数（賛成5、反対4）により、徳島県最低賃金を84円引上げ、時間額980円とすること、効力発生日を11月1日とする専門部会報告を決議した。